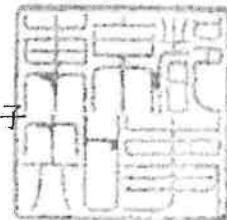


資料 1

2 東消防消第 1167 号  
令和 3 年 2 月 15 日

大田区消防団運営委員会  
委員長 松原 忠義 様

東京都知事 小池 百合子



特別区の消防団の組織等に関する規則（昭和 26 年東京都規則第 149 号）第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

## 別紙

### 1 諮問事項

「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域について」

### 2 趣旨

中央防波堤埋立地の行政区域が確定されたことに伴い、東京消防庁の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第52号）の一部が改正され、大田区令和島一丁目及び令和島二丁目が大森消防団の区域とされた。

このことから、「消防団区域の変更に伴う分団の受持区域」について、大田区消防団運営委員会に諮問するものである。